

# 仕 様 書

## 1 件 名

令和2年度 財団内ネットワークシステムの再構築及び管理・保守等業務委託

## 2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

## 4 実施体制等

### (1) 実施体制の整備

- ① ネットワークシステムを安全かつ安定した状況で運営管理するために必要な人員を確保すること。
- ② 契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えその内容を書面にて提出すること（【別紙1】「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」参照）。
- ③ 対応時間

受託者の対応時間は、財団の勤務時間である、土曜、日曜、祝日、振替休日、年末年始を除く平日午前9時から午後5時45分までとする。なお、対応時間内で受託者の休業日や営業時間外にあたる日時がある場合には、事前に協議の上、連絡体制を整えること。

### (2) 進行管理

別添1「令和2年度作業実施スケジュール（案）」に沿って実施するために、具体的なスケジュール、進捗管理方針、課題・リスク管理方法等を含めた進捗管理表を作成し、財団の承認を得た上で提出すること。なお、管理・保守計画も含めて記載すること。

## 5 委託内容

### (1) 既存ネットワークシステムの引継ぎ

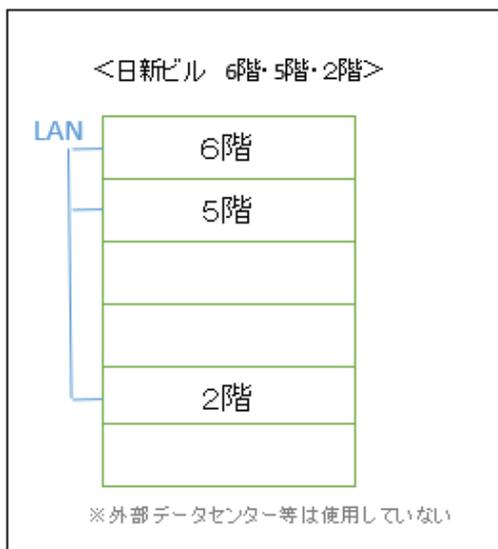
以下について既存の委託事業者ネットワーク構成およびシステム構成・利用機器について十分なヒアリングを行い、受託後概ね2月以内に既存のネットワークシステム（以下「既存ネットワーク」という。）を引継ぐこと。

#### ① 既存ネットワークの範囲と対象

表1および表2のとおりとする。なお詳細については別添2「ネットワーク構成図」および別添3「引継ぎ対象機器一覧」を参照のこと。

【表 1】 既存ネットワークの範囲

既存のネットワーク



【表 2】 引継ぎ機器対象一覧

No.	項目	台数
1	サーバ	ファイルサーバ 2台 (ディスプレイ・キーボード・マウス含む)
2	UTM	2台
3	外付け HDD	2台
4	UPS	2台
5	HUB	3台 (その他各執務室内に島ハブを複数台設置)
6	クライアント PC	177台

なお、光回線（ネット・電話）契約および周辺機器（ONU/ルーター/PBX 等）の保守管理、複合機の保守管理は本契約の範囲外とする。

- ② 配線平面図は存在しないため、必要な場合には受託者が調査・作成を行うこと。
- ③ システムの引継ぎや設定切り替え時等に財団全体のネットワークを止める必要がある場合には、通常営業に影響が出ないように、原則として土日祝日、または平日の18時以降に作業を実施すること。
- ④ 引き継いだ既存ネットワーク機器について、セキュリティパッチの適用・OS のアップデート等を行うこと。特に、緊急性の高いものについては迅速に対応を行うこと。

(2) ネットワークシステムの再構築

仕様書 5 (1) 「既存ネットワークシステムの引継ぎ」で引き継いだネットワーク及び

サーバ等関連機器について、ネットワークシステムを再構築し、運用すること。再構築にあたっては、別添4「既存ネットワークが抱えている脆弱性および課題に係る提案要件」を踏まえた上で、可用性の高いネットワークシステムを提案し、事前に財団と十分な協議を行った上で実装すること。

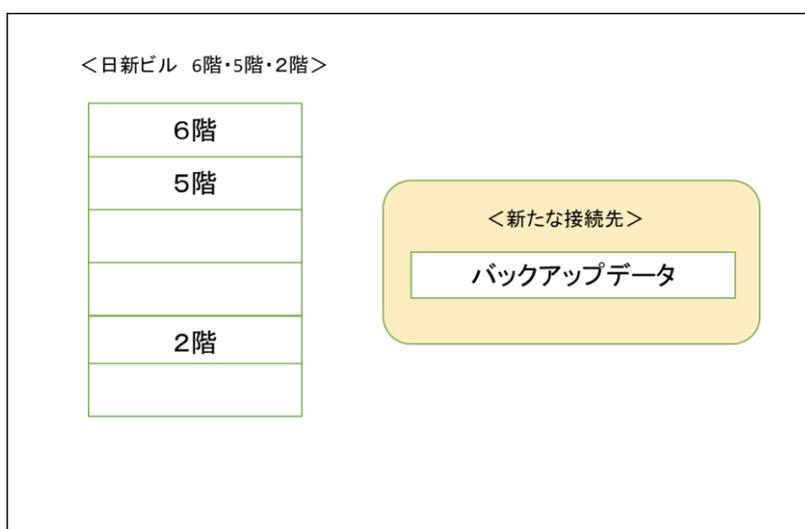
① 新しいネットワークシステムの構成について

ア 新たなネットワークの範囲と対象

再構築する新たなネットワーク（以下「新ネットワーク」という。）の範囲は表3のとおりとする。対象については表2で引き継いだ機器一覧、ソフトウェアや周辺機器、及びネットワークの再構築に際して受託者の提案する全ての機器・ソフトウェア・ツールを対象とする。

なお、ネットワークシステムの再構築にあたり、新しくファイルサーバを導入する場合には、少なくとも8TBの容量を用意すること。

【表3】新ネットワークの範囲



イ 新しいネットワークシステムは財団のネットワーク管理担当職員（以下「財団管理職員」という。）が利用しやすく、管理及び運用が容易なシステムであること。また、財団管理職員は専門知識を有しない事を前提とし、管理及び運用に際しては適切なサポートを行うこと。

ウ 安定稼働が可能な高い耐障害性及び柔軟な拡張性を持った構成とすること。

エ 強固なセキュリティ対策を備えた構成とすること。その他、セキュリティに関する事項は仕様書5（2）④「セキュリティ対策」にも対応すること。

オ 許可していないデバイスは社内システムに接続できないようにアクセス制御を行うこと。障害が発生した場合の業務継続性を確保するための措置を講じた構成とすること。

カ 可用性の高い仕組みを提案し、機器の故障による長時間の停止を回避できること。

キ 財団の組織改正等に伴う、使用職員の異動や、端末台数の増減等に柔軟に対応できる構成とすること。

- ク 安定した通信を可能とするためネットワークの高速化を実現すること。(エンドユーザーレベルの通信においてベストエフォート 1Gbps 以上の構成とすること。) 少なくとも現行ネットワークと比較して通信速度が落ちないこと。
- ケ 既存の機器や LAN 配線を使用することは問題無いが、始めに十分な調査を行い、ネットワーク構築に不足する機器については調達、新規構築し、全体のネットワーク環境を安定稼働させること。また、新規に配線する LAN ケーブルはカテゴリ 5e 以上を使用すること。
- コ ネットワークおよびサーバ等関連機器の再構築にあたり、新たに導入する機器、ソフトウェア、ツールは全て法人モデルで提案すること。またそのライセンス利用料・購入費・リース料等も全て本委託の費用内に含めること。
- サ サーバのソフトウェアの仕様・構成について
- ・将来性、拡張性、移植性を考慮し、少なくとも 3 年間の運用に対応できる仕様とすること。また、将来において、拡張が必要になった場合に、別の業者においても変更が可能なものとする。
  - ・オペレーティングシステムとの親和性（動作保証）のあるものとする。
  - ・インストールするソフトウェア間、又はインストールするソフトウェアとハードウェア間で競合等の不具合が発生しないようにすること。なお、不具合が発生した場合は調査を行い、正常に動作させること。
  - ・アップデートは年 1 回程度（四半期定期点検や計画点検の実施時期と合わせて）行うこと。
  - ・ライセンス証書は全て財団に納品すること。
  - ・このほか、サーバの仕様・構成については仕様書 5（2）②「サーバ等接続機器アップデートへの対応」にも対応すること。
- シ ネットワークおよびサーバ等関連機器の再構築にあたりクライアント側に影響が出る場合には、クライアント端末等の設定変更も受託者が行うこと。
- ス ネットワーク環境については構築後、契約終了期間までの安定稼働を保障すること。期間内の環境不安定については調査、設定変更（チャンネル変更、アクセスポイントの取り換え、増設を含む）を繰り返し行い、ネットワーク環境を安定させること。
- セ 可能な限り最新の IT 技術動向を踏まえた最適なネットワーク構成であること。また、ネットワーク仮想化や Openflow 対応スイッチ等の運用、管理、保守の作業を効率化できる構成があれば提案すること。
- ソ 契約期間の終了等に伴って発生する新規受託事業者への引継ぎにも考慮してネットワークを構築するとともに、権利関係等で問題が発生しないように留意すること。
- ② サーバ等接続機器アップデートへの対応
- サーバ等接続機器のアップデートを行うこと。なお、アップデートの実施にあたっては、ネットワークへの負荷軽減、システムトラブルの回避、アップデート未対応 PC の把握等を実現できる方法を提案すること。
- ア WSUS サーバを用意し、アップデートのシステム及びスケジュールを用意するこ

と。

イ サーバのアップデートの頻度

通常時において **Windows** アップデートは無効にし、年に1回程度（四半期定期点検や計画停電の実施時期とあわせて）、一括適用するものとする。ただし、緊急のセキュリティパッチが発生した場合には財団と協議の上、必要な対応を行うこと。

ウ アップデートの実施日時・内容を記録し、財団に報告すること。

③ バックアップ

ア 毎日定刻にサーバ内のデータのバックアップ作業を行い、障害が発生した場合には少なくとも前日データバックアップ時点までのデータを回復すること。

イ 適切なバックアップデータの管理が行えるように提案を行うこと。

ウ 職員が誤って削除等を行ってしまった共有ファイル内のデータを財団管理職員が簡単に復元できるようなツールを用意し、操作方法等を記したマニュアルを用意すること。また、そのデータは1週間程度さかのぼって復元が可能なこと。

④ セキュリティ対策

別添5「セキュリティ対策状況一覧」を前提とし、現状を鑑みた上で、十分なセキュリティ対策を必要に応じて提案すること。既存のセキュリティ対策を変更する必要がある場合には、問題点と対応策を整理の上、財団に報告すること。

ア サーバ・ネットワーク機器・エンドポイントのセキュリティ対策

- ・ファイルウォールを設置し、不正なアクセスを遮断すること。また最新のセキュリティ対策（IPS等）を導入し、万全なセキュリティ対策を取ること。
- ・アンチウイルス対策、Web フィルタリング、アンチスパム対策等、セキュリティ上必要な対策を取ること。

イ 個人情報等の機密性の高い情報が格納されているフォルダについては特定のPCからのみアクセスできるような仕組みを構築すること。またその設定変更（PCの追加や変更、アクセス制限を設定するフォルダの追加や変更等）は財団管理職員が容易に行えるものであること。

ウ 未登録端末のアクセス制限

未登録のPCやネットワーク機器等からの不正接続を検知し、排除すること。

エ システム監視管理

上記（ア）～（ウ）について管理し、異常等を検知した際には速やかに必要な措置を講ずること。

(3) 保守管理・運用業務

財団の業務時間内の安定稼働を行えるようにネットワーク全体の保守管理を行うこと。年末・年始や夏季休業などの長期休業がある場合には、財団に事前に連絡の上、運用対応について別途協議すること。

① 別添3「引継ぎ対象機器一覧」の保守管理を行うこと。また、ネットワークの再構

築に際して導入する全てのハードウェアおよびソフトウェアの保守管理・運用も本委託の範囲内とする。

- ② ネットワーク障害発生時や機器の不具合等が発生した際に、財団管理職員が直接問い合わせ等を行えるような連絡体制を構築すること。また、問い合わせ受付後は速やかに必要な措置を講じること。
- ③ 新たに導入する機器については、導入後最低3年間の保守が可能な製品でシステム（ネットワーク）構築を行うこと。
- ④ 計画停電への対応  
1年に1回、日新ビルにおいて実施される設備点検時の停電（半日程度）の際にも故障や不具合が発生しないよう、事前に十分な対応をおこなうこと。
- ⑤ かけつけ保守  
故障が疑われる場合、調査を実施し、修理・復旧作業など適切な対応を速やかにとること。緊急性の高い故障が疑われる場合は、別途協議の上、時間外に対応をすること。
- ⑥ 構成管理  
設備、回線、機器、ソフトウェア等のシステム構成管理を行うことにより、利用者数の増減やアプリケーションの変更等の仕様環境変化に対応すること。
- ⑦ システム監視管理
  - ・ ネットワーク機器の稼働監視を行うこと。
  - ・ サーバの稼働監視及び負荷監視（CPU、デスク等）、プロセス監視、ログ監視等を行い、財団と協議の上、必要に応じて対応すること。
- ⑧ 障害対応
  - ・ 安全で安定した運用と高いセキュリティレベルを維持するために、必要な対応を適宜行う事。
  - ・ 障害発生時には、障害原因の切り分け、調査、確認作業を受託者が責任を持って対応し、速やかに復旧を行うこと。
  - ・ 障害が起きた場合は、報告書を提出し、今後の対策がとれるようにすること。
- ⑨ 定期点検の実施
  - ・ 4半期に一度以下について対応し、報告すること。
  - ・ 機器が正常動作し、ログなどに不審点がないかの確認
  - ・ バックアップが適切に実施されているかの確認
  - ・ セキュリティパッチの適用や OS のアップデート等必要な対応を行うこと。ただし、ネットワークの一時停止を伴う作業を実施する際には、原則として土日祝日、または平日の18時以降に実施すること。
- ⑩ 緊急性の高いセキュリティパッチについては、上記⑨の実施時期に関わらず財団と協議の上、迅速に適用を行うこと。
- ⑪ UPS の再設定  
別添3「引継ぎ対象機器一覧」に記載のUPSについて、電源「断」を検知した際に、自動でサーバを「正常シャットダウン」できるよう設定を行うこと。

#### (4) ネットワークシステムに関する相談業務

受託者は、ネットワークシステムに係る相談担当者を選任し、財団管理職員からの各種相談業務に対応すること。想定される相談業務は、情報セキュリティ対策、テレワークの導入など社内ネットワークシステムに係る全般的な事項とする。

#### (5) 新ネットワークシステムを前提とした提案事項

仕様書5(2)「ネットワークシステムの再構築」で自社が提案した社内システムを前提として、以下の①及び②の事項に関する提案を行うこと。提案にあたっては、別添4「既存ネットワークが抱えている脆弱性及び課題に係る提案要件」にある課題を踏まえて提案すること。また、クライアントPCの台数は、別添3「引継ぎ対象機器一覧」を前提とすること。

なお、本提案に基づく業務の履行は、本契約に含まれない。

##### ① テレワーク実施に係る事項

財団職員(約180名)を対象とした安全なテレワーク実施に関する提案をすること。速やかに対応できる短期的な手法と本格的な導入手法の2段階での提案が望ましい。また、必要な情報セキュリティ対策について、合わせて提案を行うこと。

##### ② 資産管理にかかる事項

ネットワークシステムの中で使用する機器やソフトウェア等を適切に管理する資産管理方法を提案すること。

#### (6) マニュアルの作成

本委託内容について、財団管理職員向け運用マニュアルを作成し提出すること。

なお、マニュアルの作成にあたっては、財団と協議の上、作成すること。特に、職員の人事異動や組織改正、執務室の移転等により発生する業務があれば、分かりやすく記載すること。

## 6 納入物件

(1) 受託後、速やかに「進捗管理表」を提出すること。

(2) 以下について令和3年2月時点の状況を取りまとめ年度末までに提出をすること。

- ① ネットワーク構成図(物理・論理の両方)及びパラメーター一覧
- ② 機器一覧
- ③ ソフトウェア、ライセンス等契約情報
- ④ セキュリティ体制
- ⑤ 各種マニュアル

(3) その他業務上作成した資料等

## 7 支払

契約金額の範囲内において、財団は毎月の履行と執行額の確認後、受託者からの請求に基づき月ごとに支払う。

## 8 著作権

- (1) 本委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本委託にかかる著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、財団に帰属するものとする。
- (3) 本委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本委託に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本委託において受託者は再委託先に対して全ての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）の譲渡を事前に受けるものとする。また、再委託先が成果物の著作権者人格権を行使しない旨を書面にて確認すること。
- (5) 本委託において使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合に第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 本委託において、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (7) (1) から (6) までの規定は、仕様書11(3)により、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 9 個人情報の保護について

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、【別紙1】「電子情報処理委託に係る特記仕様書」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「電子情報処理委託に係る特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 10 契約更改について

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、最長1年を単位として、最大2回の更改ができるものとする。更改を検討するに当たり、必要な業務報告書を財団の指示に従い、提出すること。

更改後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

## 11 その他

- (1) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。

- (2) 本契約の内容及び履行に際して知り得た秘密（【別紙1】「電子情報処理委託に係る特記仕様書」を含む。）は、契約期間中はもとより契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- (3) 受託者は、業務内容の一部を再委託する場合には事前に財団と協議しなければならない。
- (4) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないよう十分な対応（引継ぎ及び資料の提供など）を行うこと。
- (5) 契約金額には、仕様書11（4）に関する費用が含まれるものとする。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (8) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。
- (9) 別添1～5については秘密保持誓約書の受領後に提示する。